

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件四件

公 告

○一般競争入札を行う件

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件

○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件二件

○県営土地改良事業の工事が完了した件二件

正 誤

○平成二十四年五月八日付け定例第二千三百八十二号中

告 示

福島県告示第二百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年五月十五日から同年六月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年五月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
カワチ薬品花春店・コジマネW会津若松店 福島県会津若松市花春町二百三十七番地三ほか

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年五月十五日から同年六月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年五月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
コジマネW福島店 福島県福島市丸子字広町十二番地一ほか
二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年五月十五日から同年六月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年五月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
コジマネW方木田店 福島県福島市方木田字南島九番地三ほか
二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年五月十五日から同年六月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年五月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
コジマネWいわき店 福島県いわき市平字菱川町三番地一ほか
二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

嶋記やう。

(経緯ありの件)

公 告

公告第109号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県人事管理給与システムサーバ等機器更新及び保守運用業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成24年5月15日

福島県知事 佐藤雄平

- 入札に付する事項
 - 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県人事管理給与システムサーバ等機器更新及び保守運用業務 一式
 - 調達案件の仕様等 仕様書による。
 - 履行期間 契約締結日から平成30年6月30日まで
 - 履行場所 福島県庁（福島県福島市杉妻町2番16号）
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の承認を受けた者であること。
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者については、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - 3に規定する資格の承認の申請の日から起算して過去5年以内に都道府県との契約において、本件仕様書と同等の機能を有するクライアントサーバ方式の人事管理システム及び給与システムを構築又は更新し、かつ、同システムの保守運用を実施した者であること。
- 入札に参加する者に必要な資格の承認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成24年6月11日（月）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の承認を受けること。

郵便番号960-8670福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部人事総室人事課分室

電話024-521-7071

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成24年6月11日（月）午後5時15分まで必着とする。

4 入札説明書等の配布

次に、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- 配布期間 平成24年5月15日（火）から同年6月11日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、200円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成24年6月8日（金）午後5時15分までに必着で請求すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

- 日時 平成24年6月25日（月）午前10時
- 場所 福島県自治会館3階301会議室（福島県福島市中町8番2号）
- その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成24年6月21日（木）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。

6 入札保証金及び契約保証金

- 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。
10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:Replacement of computers as well as maintenance and operation of the personnel management and payroll system for the Fukushima Prefectural Government 1 set
(2) Time-limit of tender(by hand) :10:00a.m., 25 June 2012
(3) Time-limit of tender(by mail) :5:15p.m., 21 June 2012
(4) Contact point for the notice:Personnel Affairs Division,Human Resources Office, General Administration Department,Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho,Fukushima-shi,Fukushima 960-8670 Japan TEL.024-521-7071
(人 事 課)

公告第百十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十四年五月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年五月二日
- 二 名称
特定非営利活動法人一心太助の会
- 三 代表者の氏名
佐久間 耕栄
- 四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市香久池二一六―六花座ビル一〇三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、知的障がい者の自立支援に対して、授産施設の授産品などの活性化に
関する事業を行い、社会に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十四年五月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年五月二日
- 二 名称
特定非営利活動法人ふくしま甦る誇りプロジェクト

三 代表者の氏名
草野 丈宏

四 主たる事務所の所在地
福島県相馬市程田字形部田五十一番の一
五 定款に記載された目的
この法人は、福島県及び世界を対象に、地域コミュニティ機能の構築や産官学民との多様な提携、福島県の伝統文化の継承、普及に関する事業を直接、間接的に展開する。加えて、豊穡なふるさととの創造と未来が明るく夢溢れる地域社会であることに邁進して地域を超えたまちづくり振興に寄与することを目的とする。
(文化振興課)

公告第百十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十四年五月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年五月一日
- 二 名称
特定非営利活動法人にじの会
- 三 代表者の氏名
加藤 三保子
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市西中央二丁目二十三―一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、視覚障害者のニーズに応じた各種支援事業を行い、視覚障害者の情報収集並びに社会参加の向上に寄与するとともに、視覚障害者福祉の啓発活動を行うこと
によって、視覚障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(文化振興課)

公告第百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成二十四年五月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 土地改良区の名称
千軒平溜池土地改良区
- 退任した役員
役別 氏名 住所

同	石崎	富士男	同	市今泉字町内一八〇番地
同	坂本	兼一	同	市今泉字梅田八三番地
同	吉田	一	同	市柱田字長井九番地
同	深谷	友巳	同	市柱田字弥六内一番地
同	添田	良夫	同	市柱田字横耕地三一番地
同	矢部	喜一	同	市梅田字八升蒔二五番地
同	山本	秀男	同	市梅田字岩瀬二六番地
同	泉田	昌也	同	市滝字滝原四番地
同	相樂	弘幸	同	市大久保字西町三五番地
同	相樂	健雄	同	市大久保字蛇田五番地一
同	深谷	利雄	同	市大久保字下滑沢一七七番地
同	本田	正志	同	市矢沢字旗門場四七番地
同	佐藤	勉	同	市矢沢字登之内七八番地
同	大塚	良美	同	市北横田字杉之内一六番地
同	渡邊	久吉	同	市畑田字古内一二八番地
同	赤塚	三郎	同	市深渡戸字江持九二番地
同	中山	晴美	同	市今泉字町内一五〇番地
同	小針	武夫	同	市畑田字橋本七五番地
同	岡部	正一	同	市深渡戸字竹之内二一番地

(農村計画課)

公告第百十五号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、
 原高屋沼地区に係る県営ため池等整備事業の工事は、平成二十三年十二月七日完了した
 ので公告する。
 平成二十四年五月十五日

福島県知事 佐藤 雄平
 (農村計画課)

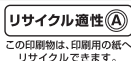
公告第百十六号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、
 金坪入沼地区に係る県営ため池等整備事業の工事は、平成二十三年四月十五日完了した
 ので公告する。
 平成二十四年五月十五日

福島県知事 佐藤 雄平
 (農村計画課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
一四八	上	後ろ から 一二	一五三	一五二

○平成二十四年五月八日付け定例第二千三百八十二号中



再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,390円】

発行者 福島県印刷所
 株式会社 第一印刷